



2014年9月号

オーキス通信

株式会社オーキス

Tel 03(5524)1223 Fax03(5524)1224

東京都中央区京橋 2-8-3 京橋 YB4 階

Mail : info@okis-office.com

URL : http://www.okis-office.com

現在、法人減税が盛んに議論されていますが、個人にかかる税金は消費税や相続税はもとより、所得税についても当面減税されることはなさそうです。そんな中、少しでも税負担を軽減したいのは皆同じ。そこで今回は公的な制度を利用した節税方法として「小規模企業共済」と「確定拠出年金」の2つを紹介いたします。加入資格がある方は検討する価値が十分にあるのではないのでしょうか。

◆小規模企業共済

小規模企業共済は、小規模企業の個人事業主や会社役員がリタイアした際にまとまった現金を受け取ることができるよう、現役の間にあらかじめ積み立てておく共済制度です。小規模企業者の退職後の生活安定を図ることを目的とし、優遇措置を設けて加入を奨励しています。運営は独立行政法人中小企業基盤整備機構です。

メリット

実質的に国の機関である独立行政法人が運営していますので民間団体に比べてリスクも少なく、税務的にも以下のようなメリットがあります。

① 支払った掛金は所得税額や住民税額の計算上、全額が「小規模企業共済等掛金控除」の対象となります。

(例) 課税所得 1,000 万円の人が毎月 7 万円 (年 84 万円) の掛金を支払った場合

小規模企業共済等掛金控除額・・・84 万円
→ 所得税、住民税の軽減額・・・約 367,000 円
(税率 43.693%)

軽減額が利益と考えると、利回りは年 43.693%となります。こんなに安全で高利回りの投資商品はないですね。

② 将来受け取る共済金は「退職所得」(年金の場合は「雑所得(公的年金等)」)扱いになります。

(例) 30 年間の勤務中、年 84 万円の掛金を 20 年間支払い(総額 1680 万円)リタイアした場合

共済金・・・約 1,693 万円(退職所得)
→ 所得税、住民税・・・約 145,700 円
($(1693 \text{万円} - 1500 \text{万円}) \times 1/2 \times 15.105\%$)

退職所得の税金は、勤続年数に応じた退職所得控除額を控除でき、その控除後の金額の 2 分の 1 に税率を乗じて計算しますので、負担が非常に少なくなります。また、共済金を分割で受け取る場合には、公的年金等として取り扱われ、雑所得の計算上公的年金等控除額を控除でき、やはり税負担が少なくなります。

なお、廃業や会社の解散、死亡による退任などの場合には、共済金の額が大きくなります。

加入資格

常時使用する従業員の数が 20 人以下(卸売業・小売業・一定のサービス業については 5 人以下)の個人事業主または会社の役員でなければなりません。

掛金

月額 1,000 円～70,000 円の範囲で設定できます。

デメリット

掛金の支払期間が 20 年未満の場合に受け取る解約手当金は、原則として元本割れしてしまいます。

◆確定拠出年金(日本版 401k)

確定拠出年金は、支払った掛金を加入者自身が運用し、将来その運用で貯めた資金から年金を受け取る制度です。国民年金や厚生年金の上乗せとして位置づけられています。運営管理は証券会社や銀行などが行っています。

メリット

以下の様な税務上のメリットがあります

① 支払った掛金は所得税額や住民税額の計算上、全額が「小規模企業共済等掛金控除」の対象となります。

したがって、その節税効果は小規模企業共済と同様です。

② 運用益が非課税となります。

預金や投資信託などは、運用益に対して 20.315%の税金が通常かかりますが、401k は課税されません。複利で運用されることとなりますので、考え方によっては話題の NISA よりも効果は大きいです。

③ 将来受け取る共済金は「雑所得(公的年金等)」(一時金の場合は「退職所得」)扱いになります。

こちらもその節税効果は小規模企業共済と同様です。

加入資格

60 歳未満の国民年金、厚生年金の被保険者です。

掛金

個人型は月額 23,000 円、企業型は月額 51,000 円が掛金の限度額とされています。

デメリット

選ぶ商品によっては元本割れの可能性があり、60 歳までは解約できません。(掛金の額の変更することはできます。)なお、一般的には月に数百円程度の手数料がかかりますが、これは節税メリットが補って余りあると考えられます。

、。° PostScript °。、

不動産賃貸業のオーナーでも小規模企業共済や 401k に加入されている方が大勢いらっしゃいます。少子高齢化を迎え、自ら老後のための蓄えをしなければならない時代となりました。どうせやるならこのような制度を利用してお得に老後に備えていきたいですね。(税理士 加藤大輔)